

地域産業応援チャレンジ交付金（その1）のご案内

その1：国の補助金を活用している事業者向け

売上が減少している事業者の中で、国の補助金を活用し、事業継続に意欲的に取り組む事業者を後押しするため、国の補助金交付決定額に応じて、地域産業応援チャレンジ交付金（その1）を支給します。

◆対象となる国の補助金（令和2年4月以降に交付決定を受けたものに限る。）

生産性革命推進事業		
小規模事業者持続化補助金 <一般型><コロナ特別対応型><低感染リスク型ビジネス枠>が対象 例) 看板、チラシ、HP作成、設備導入に係る経費などを補助	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 例) 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発などを補助	サービス等生産性向上IT導入支援補助金 例) IT導入に係るソフトウェア費、導入関連費などを補助

※今後、新たに国の補助金が創設された場合は、本交付金の対象となる場合があります。

※ご注意ください！

持続化給付金は対象外です！



国の補助交付決定額に応じて支給します。
 ただし、小規模事業者持続化補助金等の事業再開枠及び追加対策枠で支給された補助金額は、市の交付金支給額算定の対象外です。

◆支給額

国の補助金交付決定額	市の交付金支給額
50万円未満	10万円
50万円以上200万円未満	20万円
200万円以上400万円未満	50万円
400万円以上600万円未満	100万円
600万円以上800万円未満	150万円
800万円以上1,000万円未満	200万円
1,000万円以上	250万円

※小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金への申請方法などの詳細については、多賀城・七ヶ浜商工会（電話 022-365-7830）へお問合せください。

※サービス等生産性向上IT導入支援補助金への申請方法などの詳細については、サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局のコールセンター（電話 0570-666-424）へお問合せください。

受付期間：令和3年5月6日(木)から同年11月30日(火)まで
 (消印有効)

① 対象となる事業者

次に掲げるすべての要件を満たす事業者

1. 市内に本店または支店を有する中小企業者であること
2. 令和2年4月1日以降に、国の対象補助金（表面参照）の交付決定を受けていること
3. 市税の滞納がないこと
4. 令和3年1月から10月までの任意の1カ月間の売上高が、前年同月と比較して5%以上減少していること、または新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月との比較が困難である場合には、前々年同月と比較して5%以上減少していること。
ただし、創業間もない場合などこれにより難しいときは、令和3年1月から令和3年10月の任意の1カ月間の売上高が、対象月よりも前の3カ月間の平均売上高、または対象月の直前1カ月間の売上高が任意の1カ月間の売上高に比して5%以上減少する月があること
5. 他市区町村で同様の支援制度の助成を受けていないこと
6. 多賀城市地域産業応援チャレンジ交付金事業（その2）の支給を受けていないこと

② 申請の際に必要な書類

- ・ 申請書兼請求書（指定様式）
- ・ 国の対象補助金の交付決定通知書の写し
- ・ 国の対象補助金の確定通知書の写し（補助金額が確定している場合は提出してください。）
- ・ 国の対象補助金交付申請時に提出した事業計画書等の写し
- ・ 事業確認書類（営業許可書などの許認可書、確定申告書等の写しなど、市内で営業していることが分かる記載のあるもの）
- ・ 売上高比較表（指定様式）
- ・ 売上高を比較するそれぞれの対象月の売上台帳等の写し（帳簿や試算表等）（他市区町村でも事業を行っている場合は多賀城市内のみの事業所の売上高が分かるもの）
- ・ 市税の滞納がないことの証明書（完納証明書）（原本）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- ・ 振込先口座確認のための通帳またはキャッシュカードの写し（振込先は必ず申請者と同一名義であること）

③ 提出方法

原則、下記宛て事前予約の上、申請書類を持参してください。

※郵送でも申請可能ですが、郵送の場合は、申請内容の確認に時間を要し、支給までお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

（お問合せ・事前予約）

〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号 市民経済部商工観光課商工係
電話 022-368-1141 内線 471~472

令和3年5月6日発行